教育・研究における著作権法上の留意点
ー平成30年著作権法改正との関連を中心にー

著作権法の一部改正に係る説明会
平成30年12月21日（金）

筑波大学図書館情報メディア系
村井麻衣子

著作権法の基本的な構造

著作権法の基本的な構造

- 著作権の及ぶ範囲
  - 複製・翻案、公衆送信（インターネット上へのアップロード）、公の上映等
  - → 包括的
- 著作権の制限
  - 引用、私的複製、非営利上映等
  - → 個別具体的
  - → 平成30（2018）年改正　柔軟な権利制限規定

研究・教育における著作物の利用

- 研究・教育目的の著作物利用を包括的に許容する制限規定はない
  - → 著作権の及ぶ範囲で著作物を利用する場合・・・
  - 著作権の制限規定に該当しない限り
  - 許諾を得て利用する必要がある

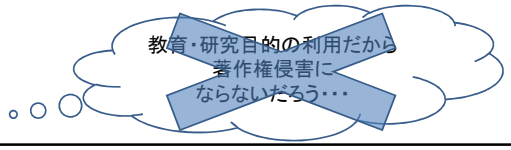

平成30年著作権法改正

- 制限規定の拡充
  - 柔軟な権利制限規定の整備
  - 教育の情報化への対応　など
  - → いずれも著作権者の許諾なく著作物を利用することができる範囲を拡張する方向

ただし・・・教育の情報化への対応については
- 制限規定の拡張＋補償金
- 施行は公布（2018年5月）から3年以内

教育の情報化への対応（35条）

35条（学校その他の教育機関における複製等）

- 改正前

  授業の過程における著作物の使用について
  - コピー（複製）
  - 遠隔合同授業におけるネットワークを通じた送信（公衆送信）

  のみ許容されていた
  - ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない

35条（学校その他の教育機関における複製等）

- 改正後
  - 公衆送信等について広く対象とする
  - 権利者に補償金請求権を付与
  - 現行法上の無償の行為（複製等）は無償を維持

manabaの利用

- manabaへの著作物の掲載＝公衆送信等に該当
- 改正後・・・授業の過程における利用を目的とする場合、必要と認められる限度において、掲載可能（著作物の種類・用途、利用態様に照らし著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない）
  - ただし補償金の支払いが必要

補償金制度について

- 単一の団体による指定管理団体制度
  - 文化庁が指定する指定管理団体のみが補償金請求権を行使
- 補償金の額：年間の補償金額A円×学生数
- 支払い義務者＝教育機関の設置者
- 補償金の分配　←　教育現場の著作物の利用実態：サンプリング調査（調査負担が過大とならないよう、教育関係団体の意見を聴取）

manabaの利用上の注意

- 現在も改正後も許容されないと考えられる例
  - 書籍丸ごと一冊のデータをアップロード
- 少なくとも現在は許容されないと考えられる例
  - 他者の作成した論文や新聞記事、動画ファイル等をアップロード（リンクの掲載は問題ないと考えられる）
  - 「引用」に該当しない態様で他人の著作物を掲載したパワーポイントやレジュメをアップロード

引用

- 著作権法上の「引用」（適法引用）に該当すれば、複製・公衆送信等が許容される

> 32条（引用）　公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

- Cf.出所明示（48条）

引用の判断基準

– 二要件説 → 総合考量説

- 明瞭区別性
- 主従関係（附従性）

二要件（←パロディ事件最高裁判決）

- 引用の目的上、正当な範囲内か
- 公正な慣行との合致
- 出所明示
- 方法や態様、利用される著作物の種類や性質、著作権者に及ぼす影響の有無・程度

柔軟な権利制限規定の意義と著作権法の課題

著作権法における政策形成過程のバイアス

業界・大企業の利益 ⟷ **ユーザー・大衆の利益**

組織化されやすい利益
→ロビイングにより立法に反映されやすい

拡散した利益
→立法に反映されにくい

→ 権利者の権利が、社会的に望ましいレベル以上に拡大しやすい

条文と一般的な理解との乖離

- 著作権法の条文

（複製権）
第二十一条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
（上演権及び演奏権）
第二十二条　著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。
（上映権）
第二十二条の二　著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。
（公衆送信権等）
第二十三条　著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。
2　著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

- 一般的に考えられている著作権法

⟷

このような行為は著作権侵害にならないだろう・・・

フェア・ユース

- 著作権制限の一般条項
  - フェア・ユース（公正使用）：米国著作権法107条
    - フェア・ユースであれば著作権侵害にならない

四つの考慮要素
(1) 使用の目的と性質（商業的か、非営利・教育的かなど）
(2) 利用された著作物の性質
(3) 全体として利用された著作物に占める、利用部分の量と実質
(4) 使用が、使用された著作物の潜在的市場あるいは価値に与える影響

  - メリット・・・柔軟な対応が可能
  - デメリット・・・予測可能性を欠く

平成24年著作権法改正

– 技術的な環境の変化への柔軟な対応
– 形式的な権利侵害からの救済
→ 日本版フェア・ユースへ?

- 平成24（2012）年改正
  - 付随対象著作物の利用（30条の2）・・・いわゆる「写り込み」
  - 検討の過程における利用（30条の3）
  - 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（30条の4）
  - 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（47条の9）

日本版フェア・ユース導入の失敗

平成30年著作権法改正

- 柔軟な権利制限規定
  - 柔軟性の高い規定
    - 非享受利用（30条の4）
    - 電子計算機における著作物利用に付随する利用等（47条の4）
  - 相当程度柔軟性のある規定
    - 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等（47条の5）

柔軟な権利制限規定の限界

- 著作物の市場と抵触する可能性のある本来的利用　→　個別規定による対応
- 例）研究のための複製
  - 従来の学説：企業内複製や職務上の複製は「私的複製（30条）」（著作権の制限規定）に該当しない
  - 一方で、個人研究のために書籍を複製する行為は私的複製に該当しうるという学説も存在する

条文の「解釈」

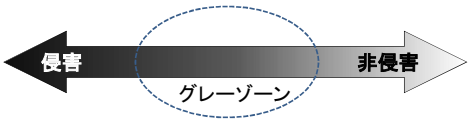

- 安全策⇒利用しない・許諾を得る⇒萎縮効果
- バイアスの問題を考えると・・・
  - 実際に紛争を招来するような行為を超えて　/　著作権者に与える経済的不利益がないにも関わらず、著作権法の条文の文言を墨守することは、かえってバイアスの矯正を阻害することにもなりかねない

現代における著作権法の課題

- インターネットやデジタル技術の普及
  - →　著作権の実効性の確保
  - →　私人の著作物利用の自由の確保

1条（目的）　この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

主な参考文献

- 文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/>
- 文化庁「著作権法の一部を改正する法律　概要説明資料」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf>
- 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論―デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて―」知的財産法政策学研究44号25-140頁(2014年)